

別表第二(第三条関係)

一 建築物に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
一	廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この項において同じ。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)が敷設されていること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。</p> <p>(2) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 別表第一の一の項第二十三号に掲げる施設に設けるもの</p>
二	階段(その踊場を含む。以下同じ。)	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 踊場を除き、手すりが設けられていること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ハ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>ニ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造であること。</p> <p>ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が別表第一の一の項第二十三号に掲げる施設に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>

		<p>へ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
三	<p>階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ハ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が一の項ロ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>
四	<p>便所</p>	<p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）が一以上設けられていること。</p> <p>(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>ハ 一以上の手洗い設備は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 手洗い設備（給水栓を除く。）の上端の高さは、七十センチメートル以上八十センチメートル以下であり、下端の高さは、六十センチメートル以上であること。ただし、主として乳幼児が利用するものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものであること。</p> <p>ニ 別表第一の一の項第三号、第四号、第六号、第十一号及び第十</p>

		<p>二号に掲げる施設で用途面積が二千平方メートル以上のもの(乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る。)、同項第十号に掲げる施設(母子・父子福祉施設に限る。)、同項第二十二号に掲げる施設で一日当たりの平均的な利用者の人数が五千人以上であるもの並びに同項第二十六号に掲げる施設で地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項に規定する保健所又は同法第十八条第一項に規定する市町村保健センターであるものにあつては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、乳幼児を座らせることができる設備のある便房が一以上設けられていること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>ホ 別表第一の一の項第一号から第七号まで、第十号から第十四号まで、第十七号から第十九号まで、第二十二号、第二十三号及び第二十六号に掲げる施設(第一号に掲げる施設にあつては小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のもの(以下「公立小学校等」という。))及び特別支援学校に限り、卸売市場を除く。)で用途面積が二千平方メートル以上のもの並びに同項第二十四号に掲げる施設で用途面積が五十平方メートル以上であるものにあつては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、人工肛こう門又は人工ぼうこうを使用している者が円滑に利用することができるよう、汚物を流し、及び洗浄することができる設備、汚物入れ、全身を映すことができる鏡並びに手荷物を置くことができる棚等のある便房が一以上設けられていること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>二 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。))その他これらに類する小便器を一以上設けること。</p>
五	敷地内の通路	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

		<p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>(3) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造であること。</p> <p>ハ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p>
六	駐車場	<p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を一以上設けること。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、三百五十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近には、車椅子使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>三 車椅子使用者用駐車施設は、十四の項第一号ハに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
七	浴室	<p>別表第一の一の項第二号、第七号及び第十号に掲げる施設(多数の者が利用する浴室が設けられるものに限る。)並びに同項第十三号に掲げる施設で、用途面積が二千平方メートル以上のものにあつては、一(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ一)以上の浴室は、次に定める構造とすること。ただし、当該施設に常時勤務する者により入浴の介助が行われる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>ロ 浴槽及び洗い場の周囲の壁には、手すりが設けられていること。</p> <p>ハ 一以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。</p>
八	客席	<p>一 別表第一の一の項第三号及び第四号に掲げる施設で固定式の椅</p>

		<p>子席の数が五百以上であるものには、車椅子使用者が客席として利用できる部分(以下「車椅子使用者用客席部分」という。)及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>二 車椅子使用者用客席部分は、当該車椅子使用者用客席部分に通ずる十四の項第二号ロに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る経路(第四号に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>三 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 床面積は、固定式の椅子席の数を二百で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り上げるものとし、その切り上げられた数が十を超えるときは、十とする。)に〇・九三五平方メートルを乗じて得た面積以上であること。</p> <p>ロ 奥行きは、百十センチメートル以上であること。</p> <p>ハ 床の表面は、平たんであり、滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ニ 床は、水平であること。</p> <p>ホ 後方には、車椅子使用者の出入りに支障がなく、かつ、車椅子が転回することができる構造の通路が設けられていること。</p> <p>ヘ 車椅子使用者用客席部分である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>四 車椅子使用者用客席部分に通ずる十四の項第二号ロに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。</p> <p>ハ 高低差がある場合においては、三の項及び十四の項第二号ニに定める構造の傾斜路が設けられていること。</p>
九	授乳室その他これに類するもの(以下「授乳室等」という。)	<p>一 別表第一の一の項第三号、第四号、第六号、第十一号及び第十二号に掲げる施設で用途面積が二千平方メートル以上のもの(乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る。)、同項第十号に掲げる施設(母子・父子福祉施設に限る。)、同項第二十二号に掲げる施設で一日当たりの平均的な利用者の人数が五千人以上であるもの並びに同項第二十六号に掲げる施設で地域保健法第五条第一項に規定する保健所又は同法第十八条第一項に規定する市町村保健センターであるものには、乳児用ベッドその他授乳及びおむつの交換に必要な設備を備えた授乳室等を一以上設けること。</p> <p>二 授乳室等の出入口又はその付近には、授乳室等である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>

十	客室	<p>別表第一の一の項第七号に掲げる施設で、用途面積が二千平方メートル以上であり、かつ、客室の総数が五十以上であるものにあつては、客室の総数に百分の一を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房が設けられていること。ただし、当該客室のある階に四の項第一号イからハまでに定める構造の便房が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 次に定める構造の浴室又はシャワー室が設けられていること。ただし、多数の者が利用する七の項に定める構造の浴室が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 七の項ロに定める構造であること。</p> <p>(2) 給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。</p> <p>(3) 出入口は、ハに定める構造であること。</p>
十一	シャワー室	<p>別表第一の一の項第十一号に掲げる施設（遊技場を除く。）で用途面積が二千平方メートル以上のものにあつては、一（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ一）以上のシャワー室の一以上の間仕切りがされた洗い場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>ロ 壁には、手すりが設けられていること。</p> <p>ハ 給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。</p>
十二	改札口及び商品等の代金を支払う場所（以下「レジ通路」という。）	<p>別表第一の一の項第二十二号に掲げる施設内に設けられる一以上の改札口及び同項第六号に掲げる施設内に設けられる一以上のレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。</p>
十三	案内板その他の設備	<p>一 車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設又は十四の項第二号ホ若しくはへに定める構造の昇降機が設けられている施設にあつては、当該施設又はその敷地内に、車椅子使用者用便房、車椅子</p>

		<p>子使用者用駐車施設又は当該昇降機の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設又は当該昇降機の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>二 車椅子使用者用便房又は十四の項第二号ホ若しくはへに定める構造の昇降機が設けられている施設にあっては、車椅子使用者用便房又は当該昇降機の配置を、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>三 案内所を設ける場合には、前二号の規定は、適用しない。</p> <p>四 公共的施設全体の概要を示す案内板を設ける場合には、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により見やすいものであること。</p> <p>ロ 点字による表示が行われていること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合又は点字による表示を行うことが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>五 別表第一の一の項第一号、第二号及び第十号に掲げる施設(主として聴覚障害者が利用するものに限る。)で用途面積が二千平方メートル以上のものに設置される消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第二十六条第一項に規定する誘導灯は、点滅装置を有するものとする。</p> <p>六 受付カウンター、公衆電話が設置された台その他これらに類するものを設ける場合には、そのうち一以上は、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造とすること。</p> <p>七 前号に定める構造の公衆電話が設置された台が設けられている公衆電話所の出入口は、十四の項第二号ロに定める構造とすること。</p> <p>八 水飲み場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。</p> <p>九 別表第一の一の項第一号、第八号、第九号、第二十号、第二十一号、第二十三号及び第二十四号に掲げる施設以外の公共的施設にあっては、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。</p>
十四	<p>高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)</p>	<p>一 イからニまでに掲げる場合には、それぞれイからニまでに定める経路のうち一以上(ニに掲げる場合にあっては、そのすべて)を、利用円滑化経路にすること。</p> <p>イ 公共的施設に、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害</p>

		<p>者等が利用する居室(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある公共的施設にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>ロ 公共的施設又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ハにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ハ 公共的施設又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>ニ 公共的施設が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)</p> <p>二 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 別表第一の一の項第一号及び第九号に掲げる施設(公立小学校等及び特別支援学校を除く。)以外の公共的施設にあっては、当該利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ハ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、一の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所が設けられていること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、三の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、階段に代わるものにおいて百二十センチメートル以上、階段に併設するものにおいて九十センチメートル以上であること。</p>
--	--	---

		<p>(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(4) 両側に高さ五センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p> <p>ホ 当該利用円滑化経路を構成する昇降機(へに定めるものを除く。(8)から(10)までにおいて同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(3) 籠の奥行きは、内法が百三十五センチメートル以上であること。</p> <p>(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法が百五十センチメートル以上であること。</p> <p>(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。</p> <p>(6) 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置が設けられていること。</p> <p>(7) 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置が設けられていること。</p> <p>(8) 別表第一の一の項第一号、第八号、第九号、第二十号及び第二十一号に掲げる施設(公立小学校等及び特別支援学校を除く。)以外の公共的施設で用途面積が二千平方メートル以上のものの利用円滑化経路を構成する昇降機にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 籠の有効幅員は、百四十センチメートル以上であること。</p> <p>(二) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であること。</p> <p>(三) 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡が設けられていること。</p> <p>(四) 籠内には、その両側面に手すりが設けられていること。</p> <p>(9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が</p>
--	--	--

		<p>利用する昇降機及び乗降ロビーにあつては、(1)から(8)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。ただし、別表第一の一の項第二十三号に掲げる施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(一) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。</p> <p>(二) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であること。</p> <p>(三) 籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。</p> <p>(10) 昇降機の付近には、当該昇降機及び乗降ロビーが(1)から(9)までに定める基準に適合するものである旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>へ 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) エレベーターにあつては、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものであること。</p> <p>(二) 籠は、有効幅員が七十センチメートル以上であり、かつ、奥行きが百二十センチメートル以上であること。</p> <p>(三) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の床面積が十分に確保されていること。</p> <p>(2) エスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。</p> <p>(3) 昇降機の付近には、当該昇降機である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>ト 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、五の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所が設けられていること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 路面には、排水溝が設けられていないこと。ただし、排水</p>
--	--	---

		<p>溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたが設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 有効幅員は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上であること。</p> <p>(二) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。</p> <p>(三) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(四) 両側に高さ五センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p> <p>三 第一号イに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前号トに定めるところによることが困難である場合における前二号の規定の適用については、第一号イ中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。</p>
十五	案内設備までの経路	<p>一 公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が別表第一の一の項第二十三号に掲げる施設に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>二 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等が適切に組み合わせられて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向</p>

		<p>を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 (一の項ロ(1)若しくは(2)に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>
<p>備考</p> <p>「用途面積」とは、公共的施設の用途に供する部分(路外駐車場にあつては、駐車用の用に供する部分)の床面積(出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の部分で多数の者又は主として高齢者、障害者等の利用に供するものに関する工事を含む増築、改築、用途の変更(用途の変更をして公共的施設にする場合に限る。)、建築基準法第二条第十四号の大規模の修繕又は同条第十五号の大規模の模様替え(以下「増築等」という。))の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積)の合計をいう。</p>		